

○経済産業省令第二十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を改正する省令を定める。

令和四年三月二十九日

経済産業大臣 萩生田光一

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を次のように改正する。

第一条から第六条までの規定中「経済産業大臣が省令」を「経済産業省令」に改める。

第七条本文中「経済産業大臣が省令」を「経済産業省令」に改め、同条第一号中「七〇度以上」を「七〇度超」に改める。

第八条から第三十一条までの規定中「経済産業大臣が省令」を「経済産業省令」に改める。

第三十二条本文中「経済産業大臣が省令」を「経済産業省令」に改め、同条第三号中「原油常圧蒸留装置」の下に「及び減圧蒸留装置」を加え、同条の次に次の十九条を加える。

第三十三条 輸出令別表第二の三第三号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関稅率表」という。）第二一・〇三項、第二一・〇四項（第二二〇四・二二号及び第二二〇四・三〇号を除く。）、第二二・〇五項、第二二・〇六項、第二二・〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該當するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第三十四条 輸出令別表第二の三第三号ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関稅率表第二四・〇二項（第二四〇二・二〇号を除く。）に該當するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第三十五条 輸出令別表第二の三第三号ハに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関稅率表第三三・〇三項、第三三・〇四項（第三三〇四・三〇号を除く。）及び第三三〇七・九〇号に該當するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第三十六条 輸出令別表第二の三第三号ニに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関稅率表第四二・〇二項（第四二〇二・九二号を除く。）及び第四二〇三・四〇号に該當するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第三十七条 輸出令別表第二の三第三号ホに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関稅率表

第四三・〇三項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第三十八条 輸出令別表第二の三第三号へに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表

第五七類（第五七〇二・四九号を除く。）に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第三十九条 輸出令別表第二の三第三号トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表

第五八・〇五項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十条 輸出令別表第二の三第三号チに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第

六一一〇・三〇号、第六一・一二項、第六二〇六・一〇号、第六二一一・一一号から第六二一一・二〇号

まで、第六二一三・九〇号、第六二一四・一〇号及び第六二一五・一〇号に該当するもの（十万円を超えるものに限る。）とする。

第四十一条 輸出令別表第二の三第三号リに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表

第六四〇一・九二号、第六四・〇二項（第六四〇二・二〇号及び第六四〇二・九一号を除く。）、第六四

・〇三項、第六四・〇四項（第六四〇四・一九号を除く。）及び第六四〇五・一〇号に該当するもの（十

万円を超えるものに限る。）とする。

第四十二条 輸出令別表第二の三第三号又は掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六五〇六・九九号に該当するもの（十万円を超えるものに限る。）とする。

第四十三条 輸出令別表第二の三第三号ルに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六九・一一項及び第六九・一四項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十四条 輸出令別表第二の三第三号ヲに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七〇一三・二二号、第七〇一三・三三号、第七〇一三・四一号及び第七〇一三・九一号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十五条 輸出令別表第二の三第三号ワに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七一・〇一項、第七一〇二・一〇号、第七一・〇三項、第七一〇四・九一号、第七一・〇六項（第七一〇六・一〇号を除く。）、第七一〇八・一三号、第七一・一三項、第七一・一四項（第七一一四・一一号を除く。）、第七一一五・九〇号及び第七一・一六項に該当するもの（金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十六条 輸出令別表第二の三第三号カに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げ

るものとする。

一 関税率表第八四〇七・二一号、第八四〇七・二九号、第八四〇八・一〇号及び第八四〇九・九一号（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。）に該当するもの（百三十万円を超えるものに限る。）

二 関税率表第八四七一・三〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）

第四十七条 輸出令別表第二の三第三号ヨに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八七・〇三項に該当するもの（六百万円を超えるものに限る。）

二 関税率表第八七・〇六項（乗用自動車用のものに限る。）及び第八七〇七・一〇号に該当するもの（二百万円を超えるものに限る。）

三 関税率表第八七・一一項（第八七一・一〇号を除く。）に該当するもの（六十万円を超えるものに限る。）

四 関税率表第八七一四・一〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）

第四十八条 輸出令別表第二の三第三号タに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表

第九〇・二〇項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十九条 輸出令別表第二の三第三号レに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九一・〇一項、第九一一・一〇号、第九一一・九〇号（特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）又は特定金属を張った金属を使用したケースの部分品に限る。）及び第九一一三・一〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第五十条 輸出令別表第二の三第三号ソに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九二〇一・二〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）とする。

第五十一条 輸出令別表第二の三第三号ツに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九七類に該当するもの（金貨その他金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

附 則

この省令は、令和四年四月五日から施行する。